

中小企業地域資源活用等促進事業助成金交付規程

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

(目的)

第1条 公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という。）が、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金により造成した基金を活用し、中小企業者等が行う地域資源の活用等をはじめとした新事業展開、海外販路開拓、人材育成、創業等の取組や地域課題解決の取組及び複数の地域支援機関の相互連携強化等の取組を効果的に支援するため、都道府県中小企業振興機関（中小企業支援法第7条に規定する都道府県知事が指定する法人。以下「都道府県協会」という。）が実施する支援事業に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、都道府県協会とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、以下の事業を実施するにあたって必要な中小企業者等の新事業展開等に関する取組に対する助成等の支援事業及びそれら事業の管理業務とする。

(1) A事業

- ①新事業展開等助成金交付事業
- ②新事業展開等促進事業

(2) B事業

新事業展開等計画策定事業

(3) 助成対象経費

中小企業者等に対する助成金、謝金、旅費・交通費、借料、会議費、印刷製本費、資料等購入費、通信運搬費、補助員人件費、消耗品費、外部監査費、広報費等の経費、雑費、委託費、事業の実施に必要な人件費、租税公課、その他全国協会が特に認めた経費

(助成金の額)

第4条 令和6年度から5年間の助成事業規模総額は、22億6千万円（全国協会の管理事業費を含む。）とする。毎年度の助成事業規模は、事業実施期間の助成金申請希望状況と助成事業規模総額の残額等を勘案し決定するものとする。

(1) A事業：助成対象経費が400万円以上の事業について、助成対象経費の1

／2以内

(2) B事業（助成対象経費が100万円以上400万円以下の事業）：400万円を限度として定額

(助成対象事業の公募等)

第5条 助成対象事業の公募は、原則として前年度1月～2月頃及び当該年度10月～11月頃の2回行い、助成金の採択額がその年度の助成事業規模に達した場合は、その年度の公募は終了することとする。

2 申請額が助成事業規模（全国協会の管理事業費を除く。）を超えた場合は、原則として申請者の助成金交付申請額を減額し決定するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 都道府県協会は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)及び全国協会が必要とする書類を全国協会に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 全国協会は、前条の規定に基づく申請書の提出があった場合は、全国協会に設置する「中小企業地域資源活用等促進事業選考委員会」において、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書(様式第2)により都道府県協会に通知するものとする。

2 全国協会は、助成金の適正な交付を行うために必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 都道府県協会は、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から5日以内に全国協会に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更(等)の承認等)

第9条 都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更(等)承認申請書(様式第3)を全国協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業の内容を著しく変更しようとするとき（助成金の一部返還を含

む)。

(2) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 全国協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 全国協会は、第1項の承認をする場合において、その旨を計画変更(等)承認通知書(様式第4)により都道府県協会に通知するものとする。また、助成金の一部返還を含む計画変更(等)を承認した場合は、当初の助成金額と計画変更後の助成金額の差額の返還を助成金返還通知書(様式第5)により命ずるものとする。
- 4 第1項の承認を受けた都道府県協会の助成金の交付申請、交付決定の通知及び申請の取下げについては、第6条から第8条までの規定を準用する。

(助成金の支払)

- 第10条 都道府県協会は、助成金の支払を受けようとするときは、助成金支払請求書(様式第6)を全国協会に提出しなければならない。
- 2 都道府県協会は、交付の決定の内容が交付申請の内容や経費の配分の変更がある、又はこれに条件が付された場合ですでに申請した助成対象事業の計画を変更して実施する場合は、上記の助成金支払請求書(様式第6)とともに助成金交付申請書(新規・変更)(様式第1)により変更した計画を提出しなければならない。
 - 3 全国協会は、都道府県協会が前項の規定に基づき助成金の支払いを請求したときは、請求内容に不備がある場合を除き、遅滞なく助成金を交付するものとする。

(事故の報告)

- 第11条 都道府県協会は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(様式第7)を全国協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第12条 複数年度に亘る助成対象事業を計画している都道府県協会は、事業が完了するまで年度ごとの助成対象事業の遂行及び収支の状況について、次年度の4月15日までに遂行状況報告書(様式第8)を全国協会に提出しなければならない。併せて、収支の状況の報告にあたっては、助成対象経費ごとに作成される支出明細書と経理証憑書類の写しを提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 助成対象事業を完了する都道府県協会は、当該事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して20日を経過した日、又は4月

15日（令和10年度は3月12日（予定））のいずれか早い日までに、助成対象事業の実績及び収支の状況について、実績報告書（様式第9）を全国協会に提出しなければならない。併せて、収支の状況の報告にあたっては、助成対象経費ごとに作成される支出明細書と経理証憑書類の写しを提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条 全国協会は、13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容及び第10条第2項で提出された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第10）により都道府県協会に通知する。

2 全国協会は、都道府県協会に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成金額確定に係る返還金通知書（様式第11）により、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日以降において全国協会が定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、当該期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 全国協会は、第9条第1項第2号の助成対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号の一に該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）都道府県協会が、法令又は本規程に基づく全国協会の処分若しくは指示に違反した場合。

（2）都道府県協会が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合。

（3）都道府県協会が、助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 全国協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 全国協会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95

パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく助成金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(助成対象事業の経理等)

第16条 都道府県協会は、助成対象事業の経費については、帳簿及びすべての証憑書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県協会は、前項の帳簿及び証憑書類を助成対象事業の完了の日（第9条第1項第2号による廃止の承認を受けた場合はその日）の属する年度（最終年度は令和10年4月1日から令和11年2月28日（予定）までの期間をいう。）の終了後5年間、全国協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(立入検査)

第17条 全国協会は、助成対象事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、都道府県協会に対し、助成対象事業に関し報告を求め、又は全国協会の指定する者により、助成対象事業を実施する場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(事業化等状況報告等)

第18条 都道府県協会は、個別の中小企業者等に対し助成金を交付した事業について、助成金交付先の中小企業者等から都道府県協会の当該事業終了後30日以内に事業化等状況報告書（様式第12）の提出を求め、その写しを都道府県協会代表者の意見を添えて遂行状況報告書又は実績報告書とともに全国協会会長に提出しなければならない。なお、助成金を交付した事業が事業化を伴う場合は、それ以降の事業終了後5年間、毎会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）終了後30日以内に助成事業に係る事業化等の状況について事業化等状況報告書の提出を求め、その写しを都道府県協会代表者の意見を添えて遂行状況報告書又は実績報告書とともに全国協会会長に提出しなければならない。

2 全国協会は、都道府県協会が実施する助成金交付事業の実施期間内に助成対象事業の実施結果の事業化等により収益が生じたと認めたときは、助成金交付先の中小企業者等に対し交付した助成金の全部又は一部に相当する額を納付させることができるものとする。

(財産の管理)

第19条 都道府県協会は、助成対象事業の実施により取得し、又は効用が増加した財

産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等を助成対象事業の目的以外に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供する場合は、全国協会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める取得財産等の管理及び処分に際し承認が必要な期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 取得財産等のうち、全国協会が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産とする。
- 4 全国協会は、第1項の規定により承認をした都道府県協会に、第9条第1項第2号の助成事業の廃止後、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 5 都道府県協会は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第13）を備え管理しなければならない。
- 6 都道府県協会は、取得財産等があるときは、第13条に規定する実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

（事業に対する指導等）

- 第20条 全国協会は、事業の適切な執行を確保するために必要があると認めるときは、都道府県協会に対し指導を行うものとする。
- 2 全国協会は、本規程の規定によりがたいと認められる場合は、都道府県協会からの協議に基づき都道府県協会に対し指示を行うことができるものとする。

（その他）

- 第21条 都道府県協会は、本事業を活用して実施する事業については、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施している旨を明示しなければならない。
- 2 都道府県協会は、本事業の成果の実現に努めるとともに、本事業完了後その内容について、実施結果の地域への波及に努めなければならない。
 - 3 本事業の助成金で作成した配付物、Webページ、成果物等には「この〇〇は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して作成したものです。」と表示しなければならない。
 - 4 都道府県協会は、本事業を活用して実施する事業について、課題の明確化や進捗状況の確認並びに翌年度の企画・立案の参考とするため、実施年度の途中で進捗報告パンチ絵（様式第14-2）を提出しなければならない。全国協会は提出された進捗報告パンチ絵を基に選定し、ヒアリングを実施する。
 - 5 都道府県協会は、本事業を活用して実施する事業について、他の都道府県協会の事

業推進の参考とするため、事業完了後に成果報告ポンチ絵（様式第14-3）を提出し、成果報告会で発表しなければならない。

第22条 都道府県協会は、支援する中小企業者等に対し助成事業に係る経理、財産の管理等について、本助成金交付規程第16条及び第19条の規定を準用し、適切に支援を行わなければならない。

附則

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月26日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月21日から施行する。

附則

この規程は、令和3年9月22日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月22日から施行する。

附則

この規程は、令和6年2月15日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月19日から施行する。